

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 安城市立錦保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 鶴見 里美	定員（利用人数）： 192名（170名）	
所在地： 愛知県安城市大山町1丁目19番地15		
TEL： 0566-74-2950		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和52年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 安城市		
職員数	常勤職員： 27名	非常勤職員： 19名
専門職員	（園長） 1名	（主任） 2名
	（保育士） 38名	（看護師） 1名
	（用務員） 4名	
施設・設備の概要	（居室数） 12室	（設備等） 遊戯室・給食室
		事務室

③理念・基本方針

★理念

・法人

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

・施設・事業所

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

★基本方針

・入所する子どもの最善の利益を考慮し、一人一人の人格を尊重し、子どもに最もふさわしい生活の場を保障します。

・子どもの状況や発達過程を踏まえ、豊かな環境を通して養護と教育を一体的に行います。

・保護者や地域社会に、保育内容を適切に説明するよう努め、保育を適切かつ円滑に利用できるような情報提供をします。

・保育者は専門的知識、技術及び判断をもって子どもを保育するとともに、子育てに関する育児支援を行います。

・入所する子どもの個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の相談等に対しその解決をするように努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

今年度、園の研究主題を『Let's try SDGs ～できることからやってみよう！みんながずっと幸せに生きていくために～』とし、身近な生き物や自然に触れる中で生き物と環境のつながりを感じたり、その中で自分たちのできることを考える機会を設けています。

月に1回の「お楽しみ会」では、保育者による劇やクイズを通して、ごみの分別やりサイクルについて考えたり、毎日の給食についても自分たちの口に入るまでに、どれだけ多くの人々が関わっているのかを知ることができるような内容を取り入れ、子どもたちと一緒に感じたり考えたりしてきました。

そうした経験の中から、廃品を利用した工作遊びにおいても「これもSDGsだね」と、物を大切に長く使うことを考えたり、再利用したりする気持ちをもつことで、小さなSDGsにつなげることができるようになりました。最近では、水を大切に使う、ごみを分別する、食べ物を残さないなど、身近で当たり前のことを継続していくことが、人間だけでなく地球に住んでいる生き物を守ることにすると、多くの子どもたちが気付き始めています。

また、地域のニーズにあわせて低年齢児の受け入れを拡大するにあたり、今まで以上に安全な保育を行う必要があると考え、SIDSはもとより誤食対応など、非常時・緊急時を想定した訓練を月に1回以上行っています。なお、こうした訓練の際は「本当に事故が起きたらどう行動するのか」を常に念頭に置き、保育者一人一人が率先して考え行動できる体制づくりを行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 5月17日(契約日) ~ 令和 5年 5月10日(評価確定日) 【令和 5年 2月13日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成20年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の決意表明

保育理念や基本方針が、事業計画や「重要事項説明書」「保育園のしおり」等、様々な文書に記載されている。それを受けた園長の目指す保育は「子どもの自己肯定感を育む」であり、同様に保育経験の浅い若い職員にも自己肯定感の醸成を求めている。その取組みを牽引する園長の役割や責務が「運営規程」の「別表第1」に明記され、事務室には「園長の責務」と記された掲示物がある。園長の揺るがぬ決意の表明である。

◆高い改善意識

毎年1回実施する「職員自己チェック」が、職員全員を対象として行われている。それを集計、分析して園としての課題を抽出している。課題として「保育所保育指針の理解不足」が認識されたため、勉強会を開いて職員間で理解を深めている。園長、主任をはじめ、職員の改善意識は高い。

◆文書の整理・計画の管理

管理文書の保存や管理が分かりやすく整理整頓されており、市の統一の方法で管理されている。廃棄や保存の時期も明確で、保育の標準的な実施方法のマニュアルも整備され、保育現場を担う職員への配慮が感じられる。

◆謙虚な姿勢

職員の自己評価においては「b」判定が多かったが、どの評価項目も概ねできていた。園内に「まだできることがあるだろう」という高みを目指す謙虚な姿勢があり、今後の一層の保育の充実が期待できる。

◇改善を求められる点

◆研修効果の確認

市の人事課の「人事課研修体系」や「保育課の「保育課研修計画」によって体系的な研修システムが構築され、階層別、職種別、テーマ別の研修が実施されている。研修履修後には「研修報告書」が提出されているが、研修がこの「研修報告書」で完了しており、研修効果の確認が行われていない。研修で得た知識や技術、気づき等が、保育の現場で活用されていることを検証する仕組み作りが望まれる。

◆職員全体への周知方法の改善

保育の質の向上のため、市の園長会で統一してマニュアルの見直しが行われている。入社時や年度はじめにはマニュアルの周知は行われるが、すべての職員が把握できているかの確認が行われていない。保育の質の向上のため、マニュアルについての研修方法を工夫されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、自己評価を行うことで、保育所の役割や社会的責任について再確認することができ、保育所の在り方や求められていることを深く考える機会となりました。

改善を求められる点について、研修履修後の効果の確認を行い保育現場での有効活用することで、保育の質の向上につなげていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 保育理念や基本方針が、事業計画や「重要事項説明書」「保育園のしおり」等、様々な文書に記載され、園の方向性を明確にしている。園長の目指す保育は「子どもの自己肯定感を育む」であり、同様に保育経験の浅い若い職員にも、自己肯定感の醸成を求めている。園や園長の方針が保護者にも理解され、保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は81%の高い肯定率を示した。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> コロナ禍によって、異常な形での園運営となって3年目を迎えている。3年前の状態に戻すことは難しいが、市の公立園の園長会や旧公立園を含めた園長会に出席し、他園の状況等を情報収集して園の置かれた状況を把握している。福祉動向等については、市の保育課と連携することによって最新の情報を入手している。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<コメント> 最重要課題を「職員の資質向上」と捉え、様々な手法を用いて職員育成を図っている。専門性を高めるための研修参加を推奨し「目標チャレンジシート」を使って目標管理を行っている。コロナ禍によって、一旦は中止や縮小を余儀なくされていた園行事も、徐々に従来の形に戻りつつある。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 令和4年度事業計画の冒頭に、市の「公立園アクションプラン」（令和2年度～6年度）と、園の「中長期計画」（令和2年度～6年度）が掲げられている。しかし、園の「中長期計画」は、大まかな概要を示すに留まっており、将来的な展望が見えない。園長が目指す3年先、5年先の「園のあるべき姿」を明文化し、中・長期計画とすることを望みたい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・①・c
<コメント> 園の「中長期計画」が緻密さを欠き、単年度の事業計画を策定するための枠組みを示すに至っておらず、前年度の事業計画を評価・見直しして、その結果を次年度の事業計画に反映させて策定している。「事業内容」として10項目のカテゴリーを定め、各項目に「ねらい」が記載されている。さらに、主要な取組みの中の可能なものについては数値目標が設定されている。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 月に2回開催される職員会議で職員意見を聞き取り、それを取り入れた事業計画を策定している。ただ、評価・見直しの精度が甘く、最終評価としての事業報告が曖昧になっている。少なくとも、事業計画の「事業内容」に取り上げた重点的な取組みである10項目に関しては、詳細な報告を期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 個別懇談会をはじめ、保護者と接点のある機会を捉えて事業計画の周知を図っているが、保護者の興味や関心は薄く、十分な周知には至っていない。保護者の関心が高い行事計画を中心に、保護者に伝えたい事業の内容を分かりやすく説明した資料を作成して説明する等、保護者が園運営に関心を示すような取組みを期待したい。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍で子どもや保護者のモチベーションは下がらざるを得ないが、それを防ぐための取組みを行っている。クラス別に行っていたお誕生日会は、今年度から合同で行っている。室内での保育参観に代え、代替案として外遊びを行った。コロナ初年度は中止した運動会が、2年目は年齢毎に実施し、今年度は2部制で開催することができた。昨年度は動画配信の音楽会も今年度は実際に開催できた。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	① ・ b ・ c
<コメント> 毎年1回実施する「職員自己チェック」が、職員全員を対象として行われている。それを集計、分析して園としての課題を抽出している。課題として認識された事項は、勉強会を開いて職員間で共通認識され、改善されて保育の質の向上につながっている。園長、主任をはじめ、職員の改善意識は高い。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長の役割や責務が「運営規程」の「別表第1」に明記され、事務室には「園長の責務」と記された掲示物がある。「運営規程・別表第1」の記載から、園長不在時の災害発生等の非常事態の際には、主任が権限等の委任先になることが読み取れる。委任の序列は、幼児主任－低年齢児主任－主査と、順位が決められている。園長の目指す「子どもの自己肯定感を育む」は、職員に浸透している。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員が行った自己チェックの分析から、法令（「保育所保育指針」等）に関する知識の不足が浮き彫りになり、園内の勉強会を通じて職員が学び合い、知識を深める機会としている。今後も勉強会を継続し、保育に関する各種法令の理解を深められたい。特に、各地で報道されている職員による子どもへの権利侵害の事例を検討し、職員の権利意識の向上を図られたい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもや職員の「自己肯定感の醸成」とともに「職員の資質向上」も、園長が目指す園運営の大きな課題である。「目標チャレンジシート」「人事評価マニュアル」「目標チャレンジ制度の手引き」等を使って職員の育成を図り、保育の質の向上を目指している。それらの取組みもあり、コロナ禍ではあるが、子どもや保護者にとっての満足度の高い保育が実践されている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>保育の実効性を高めるために、職員がクラスを越えて保育現場に入ったり、業務負担を軽減させるために担当制を敷いたりしている。担当制としては、週当番や行事、訓練、誕生会、清掃等があり、職員にとっては責任感や自己肯定感につながる取組みともなっている。園業務のICT化も徐々に進んできているが、依然として職員の時間外勤務は高い水準にあり、抜本的な改善策の検討が求められる。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員採用は市が主管して実施しており、園では職員の定着についての取組みを進めている。早朝・延長保育を担当する職員の不足感や時間外勤務の課題はあるものの、園長との就労意向に関する面談も効果的に実施されており、園運営を円滑に行っていく上での職員数は充足している。年度途中での離職も少なく、職員の定着は良好である。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の人事制度により、年功序列型のキャリアパスが構築されている。公立園ではあるが、人事考課制度の運用や目標管理制度の導入もあり、一部に成果主義的な考え方も取り入れられている。これが、職員のモチベーションの維持や向上につながっている。職員研修に関しても、市のキャリアパス（職務・職階）に連動させた階層別の研修が設定されている。</p>			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 自己申告や園長との面談で、常に職員の就労意向が聞き取られており、定着率の良さからも働きやすい職場作りの取組みが効果を挙げていることが見て取れる。一方で、早朝保育や延長保育を担当する職員の不足感は免れず、職員の時間外勤務も高い水準にあって改善が図られていない。子育て中の職員の勤務時間を考慮する等、ワーク・ライフ・バランスにも配慮がある。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 「目標チャレンジ制度の手引き」に則り「目標チャレンジシート」を使った目標管理を行っている。期首の目標設定面談、期中の進捗確認面談、期末の最終評価面談と、園長との適時・適切な面談によって、職員一人ひとりが目標達成に向けて取り組んでいる。目標を達成することによって、若い職員は自らの保育に自信を付け、自己肯定感の醸成につながっている。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 市の保育課が主管する階層別、職種別、テーマ別の研修が計画され、計画に沿って職員が研修に参加している。職員の自己チェックから導き出した課題に関しては、園内の勉強会で解決を図っている。研修履修後には「研修報告書」が提出されているが、研修が「研修報告書」で完了しており、研修効果の確認が行われていない。研修で得た知識や技術、気づき等が、保育の現場で活用されていることを検証されたい。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 市の体系的な研修システムがあり、人事課の「人事課研修体系」と保育課の「保育課研修計画」に沿って研修が実施されている。研修に関し、職員個々の履歴管理も行われており「研修個票」や「研修カード」が有効に活用されている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> コロナ禍ではあるが積極的に実習生を受け入れ、今年度は保育実習生6名、看護実習生2名の受け入れがある。実習終了時の反省会の記録には、実習に関わった職員の意見も記載されており、課題や反省点を次回につなげる仕組みがある。ただ「実習生受け入れマニュアル」に不備がみられる。マニュアルが実習生を受け入れる場面で終了しており、実習の場面や終了時の活動等の手順が記述されていない。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 園のホームページを使って様々な情報を発信しているが、ホームページの管理（UP、更新等）が市の主管であることから、園の情報が限定的にならざるを得ない事情がある。それでも「園からのお知らせ」のコーナーでは、最新の情報を掲載している。園運営の透明性確保に関する課題は、苦情情報の公表であり、公表方法等を検討されたい。		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 市の定めた各種規程とマニュアルに沿い、園における事務、経理、契約、取引、購買等が適正に執行されている。キャッシュレス化が進んでいることから、園における現金の扱いはほとんどない。物品の購買においても、発注はするが現金での支払いは発生しない仕組みである。県や市の行政監査を定期的に受けているが、特段の改善指摘や指導事項はない。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域との関わりの基本的な方針（ねらい）や具体的な取組みが、事業計画に詳細に記載されている。地域の老人会と継続した交流を持ち、発表会の後で施設を訪問して歌や演技を披露している。人形劇を見る行事では、2部制で行うことで観劇するキャパを増やし、未就園児と保護者を招待している。世代間交流や共生型社会の創設を見据えた取組みでもある。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、感染が落ち着いているときにはボランティアの受入れを行っている。「ボランティア受入れマニュアル」に沿い、ストーリーテリングや絵本の読み聞かせなどのボランティアが来園しており、子どもの楽しみとなっている。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園が必要とする社会資源は、主要なものは市の「子育てガイド」に網羅されている。その他に「市内医療機関一覧」や「歯科医院一覧」を作成して、子どもの傷病への対応を円滑に行っている。子どもの権利侵害（ネグレクト等）に関する案件が6件あり、市の子育て支援課や児童家庭課と連携し児童相談所に必要な報告をあげている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>中学校区の保育園、幼稚園で組織する「あいあい会」の基幹園であり、ここで保育ニーズについての情報交換や情報共有を図っている。園長が地域の会合（地区社会福祉協議会等）に積極的に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めているが、コロナ禍によって活動自体が制限されている。未就園児の保護者は、福祉ニーズに関しての有力な情報提供者ではあるが、思い通りの接触機会を得ることは難しい状況である。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍以前と同様とは言えないが、地域に向けた公益的な事業や活動が徐々に再開され始めている。未就園児親子を対象とした園庭開放が再開され、地域の高齢者との交流（ほわほわ会）の再開も目途が立ってきた。感染防止の対策を講じた上で、入園希望者の園見学にも対応しており、出産前の妊婦の見学希望にも応えている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 人権擁護の勉強会が行われ、フルタイムの職員は園内研修として受講している。短時間勤務職員や、延長保育担当日で会議に出られなかった職員には、資料の確認ができるよう配付している。週休パート等、クラスに所属していない職員への研修時間の確保や研修方法を検討されたい。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「個人情報保護マニュアル」が整備され、保護者にも「園のしおり」で説明している。また、職員への研修も行われ、虐待の見守りも市と連携を取りながら行われている。見守りの一環として、保護者への周知が十分ではないという気づきが生まれていた。掲示板の活用等、職員の話し合いで得た気づきを生かし、改善へつなげていただきたい。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 園のパンフレット等は公共施設に設置しており、誰でも手にとって見ることができる。また、園のホームページに保育の様子を写真とともに紹介し、月に1度更新をしている。見学希望者へは、園内を回りながら園長・主任が説明をしている。新型コロナウイルスの影響で園開放ができなくなり、未就園児への園の公開が少ないと感じていた。今年度から月2回再開し、地域の子育て支援も担っている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「保育園のしおり」や「重要事項説明書」は整い、それを使って入園時に保護者に説明している。外国籍や障害のある保護者に対しては、個別でゆっくり話をしたり、翻訳アプリで変換しながら伝える工夫をしていた。手話通訳や通訳アシスタントも必要に応じて市へ依頼することができ、保護者にとっての安心を生み出している。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 転園の場合は引継ぎ文書が定められており、転園先へ写しを送付している。特に必要がある場合は保護者にも伝え、保育の継続が円滑に行われるような方法が定まっている。しかし、健常児の保護者への、他園への情報提供に関する定めは伝えられていない。後のトラブルとならないよう、保護者への理解が得られるような文書を作成し、入園時や在園中に配付しておくことを提案する。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保護者アンケートを年に1～2回行っている。主に行事後に行うため、行事についての内容が主である。新型コロナウイルス感染症の影響で、低年齢児の行事がほとんど行われなかったため「行事を増やしてほしい」という希望に応える形で、園での生活を撮った動画の視聴会や少人数で保育参観をするなど、感染防止対策と並行してニーズに応える工夫が見られる。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「苦情・事故報告」として書面は整備されている。苦情解決の仕組みも「重要事項説明書」に記載され、相談窓口設置についても保護者から見やすいよう正面玄関に掲示してある。「苦情処理簿」が整備され、内容は園長・主任が確認し職員へも周知している。「苦情処理簿」からは、対策や予防の話し合いの記録が確認できない。PDCAサイクルを意識し、同じことが起こらないような対策についても記録されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>相談窓口が設置され、園長・主任が苦情や相談の責任者となっている。意見箱の設置、保護者アンケートも無記名で実施しており、意見や苦情が出しやすいような工夫をしている。現在、保護者アンケートは年に1～2回程度で行事が主なため、普段の保育全般の満足度を測るようなアンケートを実施し、保護者のニーズの把握に努めることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の園長会で定期的に見直しを行っているマニュアルがあり、苦情解決の仕組みもできている。しかし、変更したことが職員へ伝わっていない場面が見受けられた。机上の空論にならないよう、マイナーチェンジを行った際にも、全職員へ周知する方法を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント体制の構築・ヒヤリハット報告・事故報告等の書面は整備されている。事故原因の分析は主任を中心に行い、職員会議で再発防止策を話し合って全職員へ周知している。自園の事故に留まらず、他園で起きた事故についても情報を取得し、横展開して事故の未然防止に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉕ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「感染症予防・対応マニュアル」が整備され、園内で感染症が発生した場合の対応も定められている。インフルエンザなどの感染症は保護者への掲示板に掲示し、対策については書面で知らせている。新型コロナウイルス感染症については、保育ICTを使って保護者へメールで知らせている。電話口に受付マニュアルが設置しており、感染症について職員がすぐに対応できる仕組みができている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>災害時の安全確保について、消防計画で確認できた。市の危機管理課と連携し、BCP（事業継続計画）を作成中である。様々な場面を想定し、非常時の避難訓練を計画的に行っている。地域との連携が薄いため、緊急時に助け合えるよう、地域の町内会等との連携も今後の課題として捉えている。広域災害時の地域連携体制が早急に実現するよう、積極的な働きかけを期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>市のマニュアル「幼児教育・保育のガイドライン」が整備されている。「保育の全体的な計画」から指導計画が作成され、統一の実施方法が確立している。各種のマニュアルも、職員が見やすいように整備されている。職員への周知については、会議でマニュアルを配付し、読み合わせを行う等の取組みがある。ただ、園長会で行われる都度のマニュアル変更については、園内への周知が十分ではないという課題がある。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法の見直しは、市の園長会で定期的に行われている。見直しについては、職員会での口頭の周知を行っているが、定期的な研修は行っていない。そのため、指導計画への反映も十分とは言い難い。園長会での見直し時に実行の時期を明確にした上で、全体へ周知する方法を検討し、保育の現場が混乱しないような配慮が必要である。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 入園前に、保護者との面談でアセスメントを行い、それを基に指導計画を作成している。0～2歳の低年齢児や障害のある子どもについては、個別の指導計画を作成している。市のマニュアルに沿って、標準的な実施方法で保育が行われている。しかし、マニュアルについての内容の確認や周知は十分ではない。保育の質の向上を図るため、定期的にマニュアルと保育実践との適合を確認されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画の見直しのために、毎月クラスや学年ごとに会議を行っている。低年齢児は複数担任で話し合いを行い、幼児は主任が確認・指導をして保育を振り返り、次月の指導計画に反映させている。振り返りや評価を行う仕組みは整備され、PDCAサイクルが機能している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 保育の記録ファイルがあり、子どもの発達状況や生活情報が適切に記録され保管されていた。記録の方法は市で統一されており、園長・主任が指導をして確認している。保管は職員室で行われ、関係の職員であればいつでも閲覧できるようになっている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 市で定められた「個人情報保護規程」があり、子どもの記録の保管・保存・廃棄・情報の提供に関して規定している。記録は施錠のできる書庫・ロッカーで保管され、保護者へも入所時に記録や写真の利用についての「同意書」を得ている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の保育理念に基づいた「保育の全体的な計画」が作成されている。その計画を基に、職員全員で話し合いが行われ、指導計画が作成されている。年度末に指導計画の反省を行い、その反省を活かして次年度の「保育の全体的な計画」が策定される。また、月ごとの見直しも行われており、その結果を次月の計画に反映させている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室内の温度・湿度・換気に配慮し、特に新型コロナウイルス感染症が流行中であるため、消毒にも気を使っている。毎週1回、園内外の安全点検を実施し、安全で過ごしやすい環境を整備している。子どもの年齢の差を考慮に入れ、可動式の仕切りや空き部屋を利用して、子ども一人ひとりが落ち着いて過ごせる場所を工夫している。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの気持ちや発達に合った言葉かけを工夫し、子どもが安心して過ごせるよう配慮している。個別に支援が必要な子どもが多くなっていることから、個々に応じた保育についての研修をする必要がある。しかし、職員の勤務時間や保育ローテーションの都合で対応はまだ十分ではない。職員間で共通理解を深めるような研修や話し合いの充実が望まれる。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>写真や分かりやすいイラストで、子どもの発達に応じた基本的な生活習慣が身に付くような表示をし、子どもが主体的にやろうとする環境を作るように心掛けている。保護者と連絡を密にし、家庭での状況も考慮しながら、それぞれの子どもに合った方法を探り、保育に取り入れている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画に基づき、子どもが主体的な活動ができるような環境設定を整えている。グループでの共同活動や音楽会での手作り楽器作りなど、子どもからの発信を大切に保育を行っている。周囲の交通量が多いため、園外活動をしていないことで、社会的ルールや交通ルールの指導ができていないことが、職員間で懸念材料として挙がっている。安全を優先した上で、園外活動の充実を考慮されたい。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	Ⓐ	・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児には、特に愛着関係が築けるような関係を大切にしている。長時間保育の時間になると職員が変わるため、固定の職員が担当できるように工夫し、0歳児が1日を安心して過ごせるよう配慮している。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a	・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>1・2歳児の自我の育ちを受け止めながら、家庭と連携して安全に配慮し、様々な遊びに取り組めるような保育環境を作っている。長時間保育の子どもも多く、普段は担任に会えない保護者も多い。保護者への対応に差がつかないように、意識的に声をかけるようにしている。受け取る保護者の思いと、職員のコミュニケーション力の差により、保護者アンケートでの満足度は2分していた。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a . b . c
<コメント> 3歳以上児はいろいろな経験ができるように、子どもたちが関わりたくなるような環境構成を作るよう心掛けている。子ども個々を大切に、主体的な活動ができるような時間配分を工夫している。また、学年の垣根を越えて関わりあえるような遊び構成を工夫し、3歳児が4・5歳児の模倣をして遊びが広がるような工夫がある。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
<コメント> 障害のある子どもに対しては、年齢に関係なく個別指導計画を立てている。市の基準に沿った加配保育士の配置もあり、子どもがありのままの姿で生活できるよう配慮している。子どもの困り感を受け止め、声をかけている。市の公的な療育機関である「アンステップ」と連携し、発達相談や心理士の訪問支援も受けている。		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a . b . c
<コメント> 安心して遊べる場所や玩具を保障することで、低年齢児も家庭的な雰囲気の中で落ち着いて過ごしている。担任と長時間担当の職員との「引継ぎノート」の記入漏れや、見落としによる保護者とのトラブルも報告されている。起こったことに対応に加え、同じトラブルが起きないような対応方法を工夫されたい。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a . b . c
<コメント> 保育計画の中に就学を見通した計画ができています。就学前に、園の職員と小学校の教員との相互の訪問による連絡会が行われており、円滑に移行ができるよう計画されている。子どもの小学校訪問は、新型コロナウイルス感染症の流行によって見合わせているが、コロナ禍収束後の再開が待たれる。		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a . b . c
<コメント> 子どもの「健康管理マニュアル」が整備され、「健康管理確認書」や「連絡ノート」で保護者と毎日の健康状態の確認も行っている。しかし、けがや発熱等の体調不良の情報が、早朝・延長保育を担当する職員に伝わっていないことがあり、課題となっている。情報伝達が確実にされる方法を検討されたい。		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a . b . c
<コメント> 健康診断・歯科健診の結果は記録され、異常のある子どものみ保護者へ伝えられている。保護者アンケートには、異常のある・なしに拘らず連絡が欲しいとの保護者意見があった。子どもの保護者全員に対して、健診結果の報告を検討されたい。年長児（5歳児）にはデンタルケア教室が行われ、フッ化物洗口が希望者に対して実施されている。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a . b . c
<コメント> 医師による「生活管理指導票」に基づき、アレルギー児の保護者への聞き取りを行い、子どもの状況に応じた適切な対応が行えるようにしている。職員は外部の研修や訓練に参加し、必要な知識や情報を得る機会としている。様々な状況下でのアレルギー児に対しての緊急時対応訓練は行われていないため、対応訓練を計画されたい。		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 市のホームページに、公立園の毎日の献立が掲載され、家庭でも給食を楽しむにできる配慮がある。食育の一環として、野菜の栽培や手作りの給食の日が設けてある。普段は給食センターから届くが、職員(用務員)が給食を作る日も設定されており、子どもが調理の様子を見る機会もある。希望する保護者に、子どもの食事を写真等で知らせたり、給食センターのホームページでレシピを知ることができる。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 市が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」があり、給食センターから届く給食を提供している。給食担当の職員(用務員)が、クラスごとの給食仕分けを行い、アレルギー食は別の容器で管理している。アレルギー児の一覧で確認してからクラスへ提供し、誤食事故のないように気を配っている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 毎日、ホワイトボードで日々の活動を知らせている。送迎時の保護者とのコミュニケーション、個別懇談会や保育参観を定期的実施している。新型コロナウイルス感染症の影響で、低年齢児の保育参観や行事参加が行われず、保護者にも不満があったようだが、映像で見られるように工夫したり、徐々に参観の機会を増やす努力をしている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 園長・主任が中心となって保護者とのコミュニケーションをとり、悩みを聞いたり相談に応じたりしている。発達相談については、専門の療育支援機関へつなげている。普段の何気ないコミュニケーションを大切にしようとの、園の方針がある。しかし、職員全体での話し合いや対応については十分でないとの認識があり、研修やケース検討会等で保護者対応の充実を検討されたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 家庭での虐待等権利侵害に関しては、市作成の「危機管理マニュアル」、保育士会の「虐待対応マニュアル」に準じて対応している。虐待等の疑いがある場合には、市の子育て支援課や児童相談所と連携を取り、子どもの観察をしている。職員へのマニュアルの読み合わせや勉強会は、定期的には行われていない。今後の研修計画に取り入れることを提案する。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「職員自己チェック」を年に1回行い、集計をして園としての弱みを見つけ、その弱みの部分を「勉強会」という形で実施し、学びを深めている。職員個々が、自らの保育をチェックする取組みもある。自らの保育や態度が具体的に挙げられており、日々のマンネリを防ぐ環境づくりが、職員自らの手で行われている。		